

平成26年 第4回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成26年2月27日（木）午前10時1分

場 所：教育委員会室

平成26年2月27日

## 東京都教育委員会第4回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第13号議案

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

##### 第14号議案

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

##### 第15号議案

平成25年度東京都指定文化財の指定について

##### 第16号議案

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について

##### 第17号議案

平成26年4月1日付東京都公立学校長及び副校長の人事異動について

##### 第18号議案から第21号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」の作成について
- (2) 平成26年度教育庁主要施策について
- (3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
委員	乙武 洋匡
委員	山口 香
委員	比留間 英人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英人
	次長	直原 裕
	教育監	高野 敬三
	総務部長	松山 英幸
	都立学校教育部長	堤 雅史
	地域教育支援部長	前田 哲
	指導部長	金子 一彦
	人事部長	加藤 裕之
	福利厚生部長	高畑 崇久
	教育政策担当部長	白川 敦
	教育改革推進担当部長	出張 吉訓
	特別支援教育推進担当部長	廣瀬 丈久
	全国高校総体推進担当部長	鯨岡 廣隆
	人事企画担当部長	粉川 貴司
（書記）	総務部教育政策課長	壹貫田 剛史

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成26年第4回定例会を開会いたします。

まず取材・傍聴関係でございます。取材は、T O K Y O M X社外2社、合計3社からの申込みがありました。傍聴関係は、合計8名からの申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、入室していただいでください。

### 日程以外の発言

【委員長】 それでは、議事に入ります前に、私から一言申し上げさせていただきます。

東京都教育委員会定例会におきまして議事を妨害する行為が行われ、当該行為を行った者に対して東京都教育委員会傍聴人規則第7条第1項に基づき退場命令を出さざるを得ない状況が続いており、誠に遺憾であります。今後も、傍聴人規則に違反する行為があり、一度注意を促してもなお違反を繰り返す場合には退場を命じます。特に誓約書の内容を守ることなく議事を妨害する行為を行い退場命令を受けた者に対しては厳正に対処し、必要に応じて法的措置を取らせていただきますので、この件につき御留意をいただきたいと存じます。

なお、傍聴人が教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぎ速やかに着席しないといった行為や、速やかに退室しないといった行為も議事を妨害する行為に当たり、退場命令の対象となりますので、この点につきましても御承知おきください。

### 会議録署名人

【委員長】 まず、会議録の署名人でございます。本日の会議録署名人を竹花委員にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

## 前々回の会議録

【委員長】 次に、前々回の会議録であります。これは1月23日に開催されました第2回定例会の会議録でございますが、先日本配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認をいただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第2回定例会の会議録につきましては御承認いただいたということで取扱いをさせていただきます。

次に、前回2月13日に開催されました第3回定例会の会議録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

次に、非公開の決定であります。本日の教育委員会の議題のうち、第17号から第21号までの議案及び報告事項(3)につきましては、人事等に関する案件でありますので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましてはそのように取扱いをさせていただきます。

## 議 案

### 第13号議案

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 それでは、審議に入ります。

第13号議案であります。東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明を、都立学校教育部長、よろしくお願いたします。

【都立学校教育部長】 それでは、第13号議案について御説明をさせていただきます。お配りした資料を2枚めくっていただきまして、A3の資料がございますので、それを御覧いただきたいと存じます。

授業料に関しましては、先月23日の教育委員会で、まず授業料徴収条例の改正をお

諮りいたしまして御承認をいただき、昨日から開催されております東京都議会第1回定例会に提案をしているところでございます。今回、教育委員会で御審議をお願いいたしますのは、2にございます規則でございます。公立高校の授業料不徴収等に関する法律の改正に伴いまして改正をしなければならない内容といたしまして、大きく三つございます。1点目は、授業料の納付期限、納付月数に関するところでございます。2点目は、減免についてでございます。3点目は、その他の経過措置等についてということになっております。

まず第1点目、規則第1条に定められております納付期限等についてでございます。右側の《参考2》を御覧いただきますと、《参考2》の現行と書いてございましてとおり、現在、施行規則については、条例のときにも御説明いたしましたが、法が直接不徴収を適用しておりますので実際には徴収はしておりませんが、規則上はそれ以前の規則がそのまま残っております。現行の規則上では授業料は4月から9月の前期分、10月から3月までの後期分という6か月ずつを、前期については4月末までに、後期については9月末までに支払うという形になってございます。ただ、入学した当初の1年生については5月末が前期の納期となっているところでございます。

今回の改正でございますが、条例のときにも御説明をいたしましたとおり、年収に応じて授業料を徴収するかどうかが変わってまいります。具体的には、ここには910万円と書いておりますけれども、条例の際にも御説明申し上げましたとおり、区市町村の住民税の所得割額で決定をするということになってまいりますので、その額が確定するのが6月の末、住民税は7月から翌年の6月末までということにかかってまいります。そういうことでございますので、まず月数につきましては6か月、6か月という従来の方法がとれません。ここにございますとおり、まず4月から6月までの3か月分を徴収する、残りの9か月分は後期分として徴収するという形になります。

具体的に今度入学する生徒を事例にして申し上げますと、入学してまいりますと、まず就学支援金制度を適用するかどうかという意向調査をすることになります。その際に出てきた書類で、年収が高いから申請をしませんという方については、それを集計いたしまして、ここにありますように①の6月末までに3か月分の授業料を納めていただくこととなります。それから、新しい住民税の課税通知がまいりますので、そ

の新しい税額に基づいて授業料の徴収の対象になるかどうかということ証明書をもとに出していただきまして、後期分の②に当たる授業料については、お支払いいただく方については9月末までにお支払いいただくということになってまいります。今度入る方が2年生になったとき、2年生の授業料①に当たる部分につきましては、その前年の1年生のときの授業料②に当たる税額によって自動的に払うか払わないかが決まりますので、2年生の授業料①については納期を4月末日といたします。それを卒業まで繰り返していくというのがイメージでございます。

ただ、その表の下に※印で小さい字で恐縮でございますが、中には年収が上回っているけれども誤解等をして申請してきてしまう方や、親御さんのうちのお一人分だけで申請したのだけれども、もうお一人の分の収入があって、それが落ちていて、合算するとやはり払わなければいけない対象になるというような方が出てくることも想定されます。その場合には6月末なり9月末を納期といたしますと間に合いませんので、これについては事務手続等を勘案してきちんと支払える別途納期を定めることにしたいと思っております。これが第1条の内容でございます。

続きまして、減免対象についてでございます。現在の減免対象については、この左側の第4条の括弧にございますとおり、納付が困難と認められる者ということになっておまして、収入をターゲットにした書き方になってございます。ただ、今回の就学支援金制度の創設に伴いまして、これまでと違った取扱いをしなければいけない生徒が出てまいりますので、そういう事例についても減免をしなければならないのではないかと考えておまして、今回は「納付が困難と認められる者」という表現を削除いたしまして、「教育長が別に定めるところにより」というような表現にし、具体的には今から御説明しますような内容を盛り込んだ基準をつくって対応したいと考えております。

例にございますとおり、910万円以下の方で本来は授業料を支払わなくてもいい方について、①のように月の途中で都立学校以外から、例えば私学から都立学校へ転学した場合に、就学支援金は月の当初に在学しているところに支払われますので、今の例でいけば私学に就学支援金が支払われ、授業料債権と相殺をして差額を支払うような形で制度が適用されます。ただ、月の途中で都立高校に入ってまいりますと、都立

高校では授業料の徴収債権が発生するのですが、就学支援金が入ってまいりませんので、その方は授業料をその月分は払っていただかなければいけないということになります。今回の就学支援金制度は一定の年収未満の方については負担をさせないということがございますので、こういう事例についてはその債権を減免する必要があると考えております。

また、②でございます。「留学又は病気療養により在学期間が支給期間を超過した生徒の超過した月に係る授業料」と書いてございますけれども、これは右側の第4条の図を御覧いただきたいと思っております。これも図が小さくて恐縮なのですが、第4条と書いてある左側の小さな四角にありますように、例えば病気療養とか留学とか休学をした場合、現在はその期間を高校の在籍期間に算入しないような取扱いをしているために、下の例にありますように、全日制で4年間通うようなことになっても授業料債権が発生しないということになっております。しかしながら、今回、就学支援金制度が導入になりまして、国の制度のもとでは同じような取扱いができるのは一番下の欄の休学だけとなってしまいます。

具体的に申し上げますと、留学については、今、私どもの規則で授業料は留学している期間はかからないことになっておりますが、国の制度ではその期間は就学支援金の支給停止の対象とならないことになっております。授業料がかかりませんから実際には就学支援金はこないのですけれども、その期間は就学支援金を支給する期間として算入されてしまいますので、仮に下の例のような4年になってしまいますと、今度は就学支援金が出なくなってしまいます。就学支援金が出ないと、原則はあくまで授業料はかかることになってしまいますので、それを減免しなければいけないということになります。

それから病気療養につきましては、今までは私どもの規則上も授業料の発生債権が免除にならないということになっておりますので、療養期間中は授業料を払っていただくこととなりますが、就学支援金制度としても支給停止にはなりませんので、下の例でいきますと、1年生の9月から2年生の8月までは就学支援金が支払われますので、この期間は授業料を払わなくて済むということになります。ただ、病気療養が原因になって、例えば全日制で4年生に入ったときには、就学支援金はもう既に3か年

分支払われていますので、4年からは就学支援金が支払われない。そうなりますと、授業料がかかってくるということになりますので、これについてもやはり法の趣旨から言うと我々は減免をしなければいけないという考えを持っております。

例えば今申し上げたような理由で真に減免をする必要がある者についてきちんと対応していくために、現在の第4条の規定を先ほど申し上げたように「教育長が別に定める」というような形で規定をし、具体的に対応してまいりたいと考えております。

3点目はその他でございますけれども、納付月数の変更でございます、一つ目の丸は今の規則上は月分又は期分ということで、期というのは前期、後期という意味なのですけれども、そういうような表現が入っておりますが、先ほども1で申し上げましたとおりそのような概念がなくなりますので、削除したいと思います。二つ目の丸は不徴収法の施行に伴います経過措置でございますので、今回それが改正されましたので、これも削除をするということでございます。それから三つ目の丸でございますが、現行の規定の中には分割納付を10回でできるような規定がございますけれども、これも第1条のところでは申し上げましたとおり、所得審査等に係る期間がございますので、実際には10回分割はできないこととなりますので、それについても改正をいたしたいと思います。

その他、併せまして文言整理といたしまして、例えば今まで「第1学年」となっていたのを「入学初年度」にするとか、通信教育受講料を明記して規則上の解釈を明確にするという改正を盛り込んでおります。

ただいま申し上げましたような内容が議案書の1ページから3ページのところに記載してございます。3ページの4にございまして、施行期日は平成26年4月1日を予定しております。また、条例と同様に、この措置につきましては施行以降新たに入られる方が対象になりますので、現在既に高校に在学している方につきましては旧制度が適用になるということでございます。

簡単でございますが、御説明は以上でございます。御審議をよろしくお願い申し上げます。

【委員長】      ありがとうございます。いかがでございましょうか。少し分かりにくかったかと思いますが、何か御質問・御意見はございますか。

【竹花委員】 国の制度がよく変わりますので、それに対応するために規則等の改正をせざるを得ないわけでありますけれども、都立学校の授業料については都独自の何らかの施策、あるいはここは国よりもさらに手厚く手当てをするとか、そうしたところがあるわけではなくて、全国標準のものをそのまま条例化をするというのがこの内容だと考えてよろしいでしょうか。

【都立学校教育部長】 授業料の金額につきましては、基本的には前回の条例でも御説明申し上げましたとおり、それぞれの自治体で定めることにはなっておりますが、地方交付税の交付標準額に統一されておりますので、同じになっていると思います。ただ、今申し上げましたような減免の取扱いなどにつきましては、それぞれの自治体の判断で行うことになると思いますので、我々としては真に困っている方についてはやはりきちんとした減免を行っていかねばいけないという考え方でございます。

【竹花委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 これは他の府県立の高等学校から都立高校へ転校してきて、その中に留学とか病気とかいうものがあったとしても、うまくカバーできるようになっているのですか。

【都立学校教育部長】 基本的にいろいろな事態を想定しまして、その中で対応していこうと思っておりますので、ただいまおっしゃったような他県からの転学ですとか留学につきましても、趣旨としては二重払にならないような形で対応していきたいと思っております。

【委員長】 二重払にならないということが最大の条件になっている、それで制度が走っていると考えてよろしいのですね。

【都立学校教育部長】 これはどう見ても二重払で減免するとおかしいという事例については除かなければいけないとは思いますが、例えば親御さんの転勤などでかわってくる場合には本人のせいではありませんので、そういうものについてはきちんと対応しなければいけないと思っております。

【委員長】 分かりました。

【竹花委員】 これはこれでよろしいかと思うのですが、この機会にお聞き

しておきたいのですが、授業料の徴収の仕方というのはどこかに定めてあるのですか。例えば銀行振込でされるのか、現金で持ってくるのか、あるいは一括の支払が認められるのか、そうした点についてお伺いしたいと思います。

【都立学校教育部長】 基本的には納入通知書を発行しまして、納入通知書で納入をしていただくということになるのですがけれども、先ほど申し上げましたとおり、基本はあくまで3か月、9か月を一括していただく。条例上は前納主義、前払でございます。ただ、理由のある者については規則の中でも分納を認めるような形になってございます。

【竹花委員】 その振り込み方、支払い方はどういうふうに規定されているのですか。

【都立学校教育部長】 支払い方は、今申し上げましたが納入通知書を発行しますので、それに基づいて金融機関で振り込んでいただくような形になります。

【竹花委員】 誰からきちんと振り込まれているかどうか、徴収の管理者というのは学校では誰がやることになっているのですか。

【高等学校教育課長】 その発行事務につきましては経営企画室の方でやりますけれども、基本的には学校長の責任で発行することになります。

【竹花委員】 担任の先生はどうするわけですか。もし授業料を納付しない方がおられた場合に、誰がそれをきちんと責任を持って徴収をするのかとか、そういう徴収に関わる仕組みというのはどうなっていますかということをお聞きしているのです。

【都立学校教育部長】 失礼いたしました。生徒に対して授業料の徴収のための書類を渡し、出してもらい、一時的にチェックするのは学校が行う形になっております。それは学校の状況に応じまして、担任が行う部分、学校の事務が行う部分はそれぞれいろいろなパターンがあると思いますが、学校が一定の事務を担わなければいけないと思っております。ただ、その後、書類を実際に細かくチェックして授業料を払う場合に該当するかどうかというのは、委託の業者を入れて、その委託の業者が判定をしていく。それについて疑義がある場合には、保護者とのやり取りは委託の業者から親御さんの方へ連絡をするような形を考えております。

【竹花委員】 今日の議案はそれで結構ですが、徴収実務について、これは新たに

始まって学校にとっては新たな負担なのです。学校がやるのは当たり前です。学校の誰がどういう形で行うのか。例えば今回だと授業料を減免される金額というのがあって、本当に申告がそのとおりなのかどうかということについて誰が調べるのか。こうした制度が公平に運用されるための仕組みというのは、きちんとなされているのか。それを本当に学校ができるのか。そうした点についてきちんとしておきませんか、せっかくなされた制度がまた様々なトラブルを生ずるおそれが出てくるだろうと思いますので、今日でなくていいですので、以後その点についてどういうふうな対応をしようとしているのか、まとめて報告をいただきたいと思います。

**【都立学校教育部長】** 分かりました。

**【委員長】** その点は私も心配をしております。是非よろしく申し上げます。

他によろしゅうございますか。——〈異議なし〉——いろいろなケースが出てくるかもしれませんが、結局、ケース、ケースに応じて対応せざるを得ないということでしょうね。それでは、この件につきましては原案のとおり御承認いただいたということで取扱いをさせていただきます。ありがとうございました。

#### 第14号議案

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

**【委員長】** それでは、第14号議案です。東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、都立学校教育部長、よろしく申し上げます。

**【都立学校教育部長】** それでは、第14号議案について御説明を申し上げます。

1の改正理由にございますとおり、都立学校における部活動の適正な実施を図るため、規定を整備するものでございます。先月23日の教育委員会で体罰根絶に向けた総合的な対策を御報告させていただきました。これに基づきまして、管理運営の面から規則を改正するものでございます。

具体的な改正内容でございますが、管理運営に関する規則の中で部活動については、2にございますとおり、第12条の12に規定をされております。その中の第4項として新たに加えるものでございまして、読み上げさせていただきますと、「学校は、

部活動の年間目標、指導方針、指導内容、指導方法等を定め、前2項の規定に基づき部活動の指導業務を行う者」、これは具体的には部活動の顧問教諭、それから部活動の外部指導員でございます。この「者は、当該部活動の指導方針等を当該部活動に参加する生徒及びその保護者に示さなければならない。」というものでございます。これによりまして、生徒が安心して部活動に取り組むことができるよう、規則を定めたいと考えております。

施行の期日は本年4月1日を予定しております。

簡単でございますが、御説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**【委員長】** ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして、何か御質問・御意見はございますか。

**【竹花委員】** この規則は東京都教育例規集の何ページに書いてあるか教えてくださいませんか。

**【都立学校教育部長】** 管理運営の規則自体は585ページにございまして、第12条の12は590ページでございます。

**【竹花委員】** 部活動という項目があるのですね。今、施設で活動できない場合という4項がありますよね。これを5項にして4項にこれを入れようということですね。これ自体はどんな経緯でこれを入れることになったのですか。説明を聞き逃したのかもしれませんが。

**【都立学校教育部長】** 先ほども御説明しましたが、1月に体罰根絶に向けた総合的な対策ということで、そのときにも御説明を申し上げたと思いますが、現在、体罰については約半数が部活動の中で行われているという実態がございます。もちろん全ての体罰を根絶するために様々な方策をとらなければいけないのですが、その中で部活動については、通常の授業と違いまして、今、委員が御指摘の第12条の12にあるような部活動を設置できるとか、顧問教諭や外部指導員に事務を分掌させることができるとか、学校の外で活動できるというような規定しかございまして、学校全体で方針をつくり、その方針のもとに部活動を行うとか、それをきちんと保護者や生徒に説明するという規定がないために、ともすれば顧問だけの考え方で部活動が行われ、そ

の中で体罰が生じるというようなことも考えられたということでございます。それをきちんと学校全体で対応するための一つとして、このような規則を定めたという考え方でございます。

【竹花委員】 分かりました。そこで皆さんが部活動の年間目標とか指導方針とか指導内容等々として書かれることを考えておられる中身というのは、どんな中身なのかですか。

【都立学校教育部長】 まず大きな目標として、どのような目標で部活動を行っていくか。それから、その目標を達成するために1年間の指導方針、どこまで活動していくかという部活動の方針を定めまして、具体的には月ごとにこういうような活動をしていきますということを記載するような文書をつくりまして、それを学校で各部ごとに定めて、校長が決定するということを考えております。

【竹花委員】 この項目を入れるのはどなたかの要請か何かがあったのですか。

【都立学校教育部長】 体罰根絶に向けた検討委員会の中で管理運営規則を改正してきちんと位置付けるべきだという方針が決まったものに基づいて行っております。

【竹花委員】 よく分かりました。

【委員長】 要するに、この4項を加えたことによって、学校全体で部活動の方針等について検討して情報を共有して、かつそれを外へ出していく環境を作ることですね。

【都立学校教育部長】 おっしゃるとおりです。

【乙武委員】 外部指導員の方が主に指導に当たっている部活でも、顧問の先生というのはどれぐらい実際の部活動に関わっているかは別として、顧問というのは設置されていると思うのですが、そういった部活動の場合、その方針などを決定するのは実質的な指導をしている外部指導員になるのか、それとも学校組織上の一員である顧問になるのか、これはどちらを想定されていますでしょうか。

【都立学校教育部長】 今回は、実質的にその部活動を指導する人間にまずここで言います指導方針をつくらせまして、この規則の下にあります管理規程の中で生活指導部という中に位置付けることに改正をしております。ですので、それを生活指導部へ上げまして、生活指導部の中で検討した上で校長へ上げ、校長が最終的には学校と

して決定するということを考えておりますので、どの部についても組織としてこの指導方針を決めるという考え方でございます。

【乙武委員】 つくっていただくのが実質的な指導をされる外部指導員だとすると、外部指導員の方がこの学校組織に完全に組み込まれる形がイメージできるのですが、外部指導員というのは部活の指導に当たって何か給与的なものは発生しているのでしょうか。

【学校経営指導担当課長】 報償費という形で支払をしております。

【乙武委員】 個々の判断にはなるかと思うのですが、新たにそういった義務が発生することで、この手当ではそれは見合わないということで手を引くではないですけども、部活動から外部指導員の方が離れていくという懸念はないのかということが少し心配になったのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

【都立学校教育部長】 実際にこれによりまして外部指導員が離れていくというようなことは想定しておりません。逆に、これまで場合によっては外部指導員だけに負担がかかってきたものを学校全体で責任を取るといいますか、方針を設定していくこととなりますので、外部指導員の方の方針をきちんと裏付けるような措置をとるといことになるので、メリットであるのではないかと考えております。

【乙武委員】 体罰の起こる大きな原因として、前回もお示しいただいたアンガーマネジメントの話も出てきたように、かっとなってということはかなり大きいのかなと思うのですね。かっとなって体罰を振るう教員に関しては、今回お示しいただいた規則の制定をしても余り関連性はないのかなと。そうすると、またさらにこういう義務を生じさせることで、きちっとやっていた教員なり外部指導員の負担は増え、それでその労力に見合うほどの体罰が減るとい効果を得られるのかなというのが少し不安に思いました。

【都立学校教育部長】 ありがとうございます。確かにきちんとしている方について負担がふえるという面は事実かもしれませんが、先ほど申し上げたとおり、それを一人の責任に負わせるべきではないという考え方が一つでございます。

それと、委員がおっしゃるとおり総合的対策が必要なので、これをやったから全ての体罰がなくなるわけではございませんけれども、委員長が先ほどおっしゃったよう

な組織としての共有化を通じて民主的に部活動がなされる素地をつくるというのが今回の改正の目的でございます。

【乙武委員】 分かりました。ありがとうございます。

【竹花委員】 体罰に関する昨年来の取組の中でも、都立高校の中で外部指導員の人に委ねきりで、学校がその状況を把握していなかったということが明らかになって、その点が反省点だったということも指摘をされていたことに対する対応だろうということはよく分かりました。ただ、乙武委員がおっしゃるように、ぎりぎりに細かいものをつくれとか何とかかんとかと、それをああでもないこうでもない議論する中で、それでなくてもしんどい思いをしている顧問の先生たちに負担をかけるというのは避けなければいけないことでもあろうと思いますし、うまく目的に照らしてこれが運用されるように御指導をお願いいたしたいと存じます。

併せてお聞きしたいのですけれども、区市町村立の学校においては第12条の12のような規定を多分置いているのだらうと思うのですが、その中にはこういったようなことが書かれているような区市町村もあるのでしょうか。

【都立学校教育部長】 申し訳ございませんが、区市町村立の学校につきまして、それぞれの詳細を承知しておりませんが、今回御決定をいただき規則改正をすることになりましたら、各都立学校だけではなく、区市町村立の学校にも周知をいたしまして、このような形で東京都教育委員会は措置をしているので、区市町村においても取り組んでいただきたいということで行っていきたいと思っております。

【竹花委員】 分かりました。

【山口委員】 指導者の方々はこれまでもきちんとこういったことはされていると思うのですけれども、それを生徒、あるいは保護者にきちんと伝達するということが形としてなされていなかったもので、こういうふうなことはそんなに負担になることではないのかなと思っています。また、そういうものをつくることで指導がよりいい方向に行くということもあるので、私は決して悪いことではないと思うのですが、1点心配なことは、外部指導者を含めて部活動を指導される先生と校長先生との間に方針の違いが生じたときに、外部指導員の先生はこのぐらいやりたいのだけれども、校長先生は、いや、うちの学校ではそんなにやっていただかなくても結構ですとか、この

ぐらいでいいのではないですかといったような少し消極的な方向になってしまうケースがあるとすると、子供たちにとってはいかななものかと思しますので、その辺りを校長先生にも、これは部活動をよりよい方向にしていくことであって、消極的な方に進まないような形で手当てをしていただくと、先生方のやる気を損なわずに、この制度自体がいい方向にいくかなと思っています。

【委員長】 今、山口委員がお挙げになったケースと同じで、私、校長と部活動の先生の方針が合わないというケースを知っていますが、校長のリーダーシップで結果的には非常にうまくいきました。大事なのは、下から2行目の、当該部活動の指導方針等を決めるという点です。文言に表し、情報を共有する、そういうことができれば、何か起こったときに、最初の指導方針はどうだったのかというところに戻れるわけです。そういうことで言うと、いわばP D C Aサイクルの一部がこの中に入ってくるような気がして、そういうふうな運営の仕方がなされれば効果を現すのではないかと思います。確かに乙武委員、竹花委員が御指摘になりましたように、ともすると日本の場合はこういうものができると、決め方が非常に細かくなってしまって現場の負担が増すという傾向がありますので、その辺は気を付ける必要がありますね。これで学校がある程度動くと思いますが、動いた場合に、非常にうまくいったケースからグッドプラクティスを引っ張り出して、それを教育委員会として情報発信をしていくということが必要ではないかと思います。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——第14号議案については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

## 第15号議案

平成25年度東京都指定文化財の指定等について

【委員長】 引き続きまして、第15号議案でございます。平成25年度東京都指定文化財の指定等について、説明を、地域教育支援部長、よろしく申し上げます。

【地域教育支援部長】 それでは、第15号議案を資料に基づきまして、文化財の指定について説明させていただきます。

本件につきましては、昨年12月19日に開催されました教育委員会で東京都文化財保護審議会へ諮問する旨、決定していただきまして、その後、審議会部会等で議論をいただきまして、去る2月14日、資料でございますように、諮問のとおり答申がございました。今回答申があった文化財につきましては、新たに指定するものが4件、既に指定しているものに追加して指定し、名称を変更するものが1件、既に指定しているものの<sup>つげたり</sup>附に追加して指定し、名称を変更するものが1件でございます。

審議会の議論、それから答申の内容について簡単に説明させていただきます。資料を2枚おめくりください。それぞれの案件ごとに「東京都指定有形文化財の指定等について（答申）」の概要として説明文を添付してございます。

まず新たに指定するもの、武蔵台遺跡23号住居跡出土品19点でございます。この遺跡は、武蔵国分寺跡の西に位置する遺跡でございます。漆紙文書を始め、土器類が出土しております。特徴的なのは漆紙文書でございます。この漆紙につきましては、漆を入れた容器のふた紙として使用されていた紙が腐らずに出土したということで、その紙に古代の暦等が書かれているというものでございます。審議会では、都内で出土した漆紙文書の中で文字が確認される唯一の資料であるということで、年代の特定できる古代資料としては大変貴重であるということで、指定すべきとの答申をいただいております。

2ページ目を御覧いただきたいと思います。宇津木向原遺跡方形周溝墓出土品17点でございます。この遺跡は昭和39年に中央自動車道八王子インターチェンジの建設に伴って発掘されたものでございますけれども、この遺跡からは四角形の溝をめぐらせた弥生時代終末期の墳墓が発見されました。この墓につきましては、後に方形周溝墓と命名されて、その方形周溝墓という墓の形式が弥生時代から古墳時代にかけての代表的な墓制であるということが、その後、考古学的な研究の中で定着したというものです。初めて方形周溝墓という墓の形式が発掘された遺跡として非常に貴重であるという意見を審議会ではいただいております。

それから3ページ目、菅生歌舞伎でございます。菅生歌舞伎は、あきる野市菅生地区に伝わる農村歌舞伎でございます。この農村歌舞伎につきましては、近代の多摩地域で非常に隆盛したのですが、今は時代の変化の中でほとんど廃れてきているので

すが、この菅生歌舞伎のほかに秋川歌舞伎の二つだけが今に伝えられているということでございます。審議会では、都内において現在では希少となっている農村歌舞伎の形態を伝えるものとして非常に貴重であるという御意見をいただいて、指定すべきとの答申をいただいております。

それから4ページ目になります。立石でございます。立石は現在、葛飾では地名にもなっているものがございますけれども、長さが60センチメートル、高さが4センチメートルの地上に露出した石でございます。この石につきましては、古墳の石室石材としてこの地に運ばれたのではないかと伝えられておりました、平安時代には古代東海道の道しるべ、さらにその後、民間の伝承を背景とした信仰の対象へと変化して現在に至っているというものでございます。審議会では、東京低地の古代交通史、近世以来の民間信仰をうかがい知ることができる非常に重要な遺跡であるという御意見をいただいて、指定すべきとの答申をいただいております。

次に、既に指定しているものに追加して指定し、名称を変更するものがございます。英一蝶の絵画関係なのですが、これは当初、多賀朝湖（英一蝶）資料として昭和33年に2幅を指定しまして、今回新たに6幅を追加して指定しようというものでございます。審議会では、当初の名称は多賀朝湖（英一蝶）だったのですが、英一蝶という名称がより一般的であり、さらにこの絵画については新島にずっと伝わっているということで、名称について英一蝶新島伝世資料にしたいという御意見をいただいております。この英一蝶の絵につきましては、美術的な価値だけではなくて、島の文化的生活や習慣もうかがい知ることができる文化史上の価値も高いという意見を審議会の方ではいただいております。

最後になります。既に指定しているものの<sup>つげたり</sup>附に追加し、名称を変更するもの、多紀家墓所附金保氏墓5基でございます。多紀家につきましては、幕府医官として江戸幕府を通じて要職を歴任した家系なのですが、この多紀家墓所につきまして平成23年6月に東京都の史跡として指定されております。今回、多紀家の初代、元泰の墓が池上本門寺の墓所で確認されたために、<sup>つげたり</sup>附として追加で指定したいというものでございます。審議会では、初代の墓は多紀家一族の系譜を墓標からたどる上で非常に重要であるという御意見をいただいております。

以上、説明させていただきました6件について答申をいただきましたので、私どもとしてはここで御了承いただければそのまま指定したいと考えております。

説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。

【内館委員】 今回のこの指定についてはいいのですけれども、一般論として、東京都に限らず、国でもどこでも文化財というのはこれからどんどん増えてくるだろうという気がするのですね。そうなったときに、特に有形のものというのは保護も大変でしょうし、場所も必要でしょうし、それなりの環境もつくっておかなければいけない。もちろん保護団体などが維持継承していくことはあるのしょうけれども、今後大丈夫かということが一つです。

それともう一つは、一度指定したものを、これはもう活動していないからとかという事で取り消すということもあるのでしょうか。この2点なのですが。

【地域教育支援部長】 無形文化財については、御指摘のとおり、その伝承をしっかり伝える方なりがいらっしゃらなければ伝わっていかないということもあります。私も全体をそれほど詳細に理解しているわけではないのですが、例えば今回の菅生歌舞伎などは一時廃れた時期があったのですが、その後、平成22年に指定した秋川歌舞伎の関係もあるのですけれども、そういったところから新たに文化伝承をして、地域の方が昔の伝統を何とかまた生かしたいということで改めて組織をつくって伝えているというもので、無形文化財については二面があるのだと思います。一概に全てが廃れるということではなくて、昔の伝統を改めて地域の人たちが復活したい、その辺を我々はしっかり地域の自治体とも連携をしながら適切な指定をし、保護育成をしていきたいとは思っています。

それから取消しについては、例えば個人で指定している方が亡くなったような場合は、取り消すケースはあります。

【管理課長】 その他に、例えば火災で焼けてしまったとか、それからこれは東京都指定なので、指定しているものが他府県に行った場合は指定を取り消す形になります。

【内館委員】 分かりました。

【乙武委員】 他の無形文化財に関しては意思がないので、このまま指定されることになると思うのですけれども、例えば菅生歌舞伎の方で指定を受けたくないという申出があった場合、拒否権というのはあるのでしょうか。

【地域教育支援部長】 指定につきましては、いろいろな形で関係者の御意見とか地元の自治体の御意見とかをいただきながら慎重に進めておりますので、今日、教育委員会でお諮りする時点ではそういったことはないと考えてございます。

【乙武委員】 例えば指定を今回は受けて、数年たって、やはりこういう指定を受けるといろいろ縛りがあってやりづらい、私たちはこういう指定なく今までどおり続けていきたいとって解除を申し出てきた場合はどうなるのでしょうか。

【管理課長】 そこは多分話合いにはなると思うのですけれども、基本的に、先ほど内館委員からありましたが、指定になりますと、保有者の財政力に応じて50パーセントから85パーセントの都の補助金を出して手厚く保護するという仕組みになっております。無形文化財につきましては本人の同意は要らないのですけれども、ただ、やれるかやれないかという、そこでは話合いになって指定を解除するというのもあり得るかもしれません。いずれにしても文化財的価値がなくなったとみなしてからと、それは大前提にはなります。

【乙武委員】 つまり、こういうものは指定の話が上がってくる段階で、やられている御本人たちにもある程度耳には入っていて、その意思があるというふうに取り取ってよろしいでしょうか。

【地域教育支援部長】 基本的には事前に十分にこちらの考え方なり、今、担当課長が申し上げたような補助金の問題も含めて御理解をいただいた上で指定しているということでございます。

【乙武委員】 ありがとうございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、ただいまの件に関しましては原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 次は、第16号議案でございます。指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明は人事部長です。よろしくお願いいたします。

【人事部長】 では、第16号議案について御説明させていただきたいと思えます。

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定でございます。1、改正する規則でございますが、記載のとおりでございます。

2の改正の理由でございますが、平成25年度、今年度の定年退職者以降、公的年金の支給開始年齢が段階的に現在の60歳から最終で65歳までに引き上げられることで、定年退職した職員について無収入の期間が発生することになります。そこで、東京都では再任用制度の見直しを行いました。今まで再任用職員が採用や任期の更新を行うときは、勤務実績が良好であるときに行っておりましたが、今回は公的年金の支給開始年齢に達するまでの間は、地方公務員法第28条の分限免職事由に該当する場合を除き採用又は任期を更新することとなりました。このことに伴いまして、再任用職員に対する人事管理を徹底しまして、指導力不足等の職員については指導改善研修等を受講させ、その資質・能力の改善を図っていくことができるようにするというところでございます。

改正の概要でございますが、先ほどお話ししましたように、定年退職前の職員が今までは指導改善研修の対象になっておりましたが、今後は地方公務員法第28条の4、第28条の5、これはフルタイム又は短時間勤務の者、いずれにも再任用として採用又は任期を更新するとした者については、もし指導力がない場合、指導力不足の認定を行います、研修を受講させるということでございます。

施行年月日につきましては平成26年4月1日を予定しております。

説明については以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして、何か御意見はございますか。よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、この件については原案のとおり御承認いただいたということに

させていただきます。

## 報 告

### (1) 「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」 の作成について

【委員長】 次は、報告事項の(1)です。「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」の作成について、説明を、指導部長、よろしくをお願いします。

【指導部長】 よろしくお願ひいたします。「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」の作成についてですが、いじめ問題に対応できる力は、子供がいじめ問題に対応できる力という意味と、教員がいじめ問題に対応できる力、この二つを両方合わせたプログラムということをねらいとしております。作成に当たっての考え方としましては、いじめ問題に関する研究で明らかになった子供の課題と教員の課題、例えばいじめられる子供の半分ぐらいが、いじめられたとかなかなか相談できない、あるいはいじめを見ている子供の6割ぐらいが何もできないといった状況や、教員の組織的な対応が十分でないといった課題を踏まえております。そして、子供の意識を育てるための学習指導案と教員の対応力を高めるための校内研修のプランを2本の柱としています。内容としましては、右側のいじめに関する専門家会議の四つのポイントそれぞれを踏まえています。

構成でございますが、第1章は、いじめ問題の基本的な認識を高めるための内容としておりまして、いじめの定義、国の動向などをまとめてあります。

第2章は、子供に対するいじめに関する授業の学習指導案でございます。いじめに関する授業は年に3回行う。しかもなるべく年度の早い段階で行うということを想定しておりまして、学級活動、ホームルーム、道徳の時間などで使える四つのプログラムを、それぞれ小学校の低学年から特別支援学校まで6つの発達段階や校種にわたり作成をいたしました。後ほど例を御説明いたします。

なお、開発に際しましては、特定非営利活動法人東京学芸大こども未来研究所の協力を得て作成いたしました。

右側は、教員の校内研修のプログラムでございます。全部で10本つくってありますが、これらは全て上に示したいじめに関する専門家会議の報告の柱を踏まえています。教員の研修は年に3回、校内で行いますので、その校内研修で使える内容になっています。10本のプログラムはそれぞれ45分から60分程度のコンパクトな研修のプログラムでございます。これも後ほど御説明いたします。

第4章は、授業や研修で用いる教材などをまとめてございます。

1枚めくっていただきまして、別紙1でございます。これは子供に対する授業の学習指導案でございまして、小学校中学年の例です。「いじめのない、楽しいクラスをつくろう」ということで、いじめを見ても相談できない子供の実態を踏まえて、いじめを見過ごさない、見て見ぬふりをしない力の基礎を育てることをねらいとして展開する内容で、教材としましては、東京都教育委員会が作成いたしましたDVD、あるいは道徳の教材集などを使うような形にしております。

展開としましては、まず「みんなで、いじめのない、すてきな学級をつくろう」という課題を与えまして、初めにDVDを視聴いたします。DVDに出てくるいじめを行う側、いじめられる側、周りで見ている側の人物それぞれの気持ちを考えさせる。右側へ行きまして、4の自分の身の周りでいじめが起こったらどのように行動するかを考える、ここがこの授業の山場でございます。いじめを見たら注意するとか、先生に伝えるなど、分かっているけど、実際は子供たちは被害を恐れたりしてなかなかできないという実態があります。ここはあまり教員がああしろこうしろと上から言うのではなく、子供たちの心の葛藤を大事にする時間として、例えば一人で書かせたり考えさせたりグループで話し合わせたりする時間というのをとってございます。こうしてまとめた内容を、この板書例にございます一人ずつ1枚の葉っぱに、こうしたらいいのではないかということを書きまして、子供たち自身がこのクラスで何ができるかを考えさせるという構成になっています。

もう1枚めくっていただきまして、別紙2は、教員研修プログラムの例でございます。10本のうちの研修4は、いかにして情報共有をしたらよいかという実践的な内容

となっています。

まず流れとしましては、いじめに組織的に対応するという事で、管理職、あるいは生活指導主任が講師となりまして、何が必要か、特に情報共有の現状とその必要性についてどうやって記録を残していったらよいかという講義をした後、それぞれ教員がグループになりましてアイデアを出し合い、すぐにできることなどについて研修をするという内容の45分の構成でございます。

右側は、参考といたしまして、おかしいと感じたらすぐに情報を共有するとか、全校設置の学校いじめ対策委員会で集約するとか、あるいはスクールカウンセラーとも情報共有をするとか、また下に情報共有の工夫（例）と書いてありますが、これはいじめに関する専門家会議の議論から出てきた提言でありまして、特にスピードが要求される情報共有では、メモや模造紙に付箋を貼るなど、こういうことをスピーディーに行うことがいじめの未然防止対応に不可欠であるという内容がございまして、具体的に例示をしてあります。

1枚目に戻っていただきまして、一番下を御覧ください。以上のようないじめ防止教育プログラムを、今後、今年4月に都内全公立学校の教員、区市町村教育委員会などに配布してまいります。また、配布するだけでは十分に活用されないということで、5月には活用をどのようにしたらいいかということについての研修会も打ちまして、その後、学校や教育委員会での研修にこのプログラムを活用していくということを予定しています。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【委員長】** ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして、何か御意見・御質問等はございますか。

毎回申し上げていますが、いじめを傍観しない基盤づくりは非常に大切だと思っています。しかし日本の社会ではこれは非常に難しい。相当試行錯誤してやっていかないとうまく行かない。言いつけということにもなりかねないし、その辺は本当に難しいですね。その辺はどう考えますか。

**【指導部長】** 実態といたしましては、子供が直接、担任の先生に、いじめられましたとかいじめを見たと言いに来る子供もおりますけれども、なかなか言いに来られ

ないことが多い。例えば、各学校で定期的に行っているアンケートでは、かなりの情報を担任が把握するという実態がありますので、これの工夫なども含めて、声を上げていいのだよということを様々な形で子供たちに気付かせていきたいと考えております。

【委員長】 アンケートはそれぞれの学校でつくっているのですか。それとも専門家を入れて工夫してやっているところもあるのですか。

【指導部長】 学校ごとに工夫していることが多いのですが、区市町村教育委員会の単位で基本となるアンケートの形式を示して、あとは学校で工夫してくださいというような形で示しているところもあります。また、東京都もアンケートの項目として、こういうところは押さえてほしいというところを示してございます。

【委員長】 ありがとうございます。

【内館委員】 子供たちが声を上げない理由は、多分仕返しが一番怖いのだろうと思うのですね。だけど、この仕返しというのはどうやったら防御できるのかがすごく難しく、例えばアンケートであれ、どういう形であれ、いじめた子供に対して教師から何らかの指導が入るわけですね。それがどんなに遠回しの指導であったとしても、あっ、誰か言ったなと相手が分かるだろう。そうすると、恐らく子供はそこまでシミュレーションしてそれで言わないのではないかという気がするのですけれども、そうすると教師の指導がすごく難しくなってくるけれども、そこが一番のポイントだろうと思うのですね。当然ながら仕返しが一番怖いだろうということをみんな気が付いているわけですが、そのところはどうやって指導していくお考えでしょうか。

【指導部長】 御指摘のとおりで、子供たちが相談できない理由として、相談すると余計いじめられてしまうということを恐れてというのが8割近い理由でございます。ですから、まずは相談しても仕返しされないという環境をつくらなければならないのですけれども、このためには学校の先生方が努力するのはもちろんなのですが、やはり保護者がキーになります。そのため、保護者に対して学校と一緒に子供たちを守っていくということを具体的な形でやっていくことが一番大事だと思っております。それにつきましては、こういう事実が子供から、あるいは情報が分かった

ら、すぐに保護者に伝えていくとか、あるいは保護者会をやって、学校はこういうふう  
にやっていくので御家庭ではこういうふうにやってくださいということを徹底する  
とか、とにかくいじめを相談しても守ってもらえるという形をつくることが大事なこ  
とでありまして、それに関わる具体的な内容につきましては、前回のいじめに関する  
専門家会議の内容にそれぞれ示してございます。

【内館委員】 今のお答えは私、全然納得できないのですけれども、保護者もすご  
く大事だと思うのですが、保護者に伝わるわけですね。結局、伝わるのが仕返し  
のきっかけになるのではないかということが今一番怖いわけで、その伝わり方なので  
す。もしかしたら、親にしてみると自分の娘や息子がいじめる側に回っていると考  
えてもいなくて、それが何らかの形で学校から、お宅の何とかちゃんがこうこう  
で、いじているような様子があるので御家庭で注意してほしいと言ったときに、親  
がかっとなって、あんた、いじているのだからね、とならないとは限らないわけ  
ですね。そうすると、その子は、あっ、言ったなとなる。そうすると、ますますお  
かしくなるということを考えると、これは本当に難しいことだと思うのですけれど  
も、何とか伝え方がえん曲にというか、何か方法を具体的に考えないと本当に怖い  
という気がするのですね。もちろん保護者とはちゃんとコンタクトをとって、あん  
た、いじているのだからと言わないようにしてくれということは話しているとは思  
いますが、この辺を具体的に考えないと、すごく大変ですね。

【指導部長】 御指摘のとおりでありまして、いじめられた子供を守るというのは  
当然なのですけれども、実はポイントとしては、いじめた子供とその保護者の話を  
十分に聞くということがあります。特に保護者に対しては、上から、お宅のお子  
さんはどうですか、しっかりやってくださいと言うだけではなくて、加害の子  
供の保護者もかなり悩んでいることがあります。自分の言うことも聞かない  
など、そういうケースが非常に多いので、被害の子供を守るだけではなくて、  
加害の子供とその保護者に対するケアが実は非常に重要であります。学校が  
その保護者と十分に話をして軌を一にするといいですか、同じ方向を向いて  
いくということが肝心なところかと思っております。

【内館委員】 分かりました。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承ったということにさせていただきます。ありがとうございました。

(2) 平成26年度教育庁主要施策について

【委員長】 報告事項の(2)であります。平成26年度教育庁主要施策について、説明は教育政策担当部長です。よろしくお願いいたします。

【教育政策担当部長】 報告資料(2)を御覧いただきたいと存じます。平成26年度、来年度の教育庁主要施策についてでございます。

まず左上、1の主要施策に関わる基本的な考え方でございますが、これは第3次の教育ビジョンの5か年計画のうちの2年目に当たるところでございます。2のところがございますように、東京都全体の教育振興につきまして、主に30項目ほどの事業を取り上げまして、(2)と(3)がございますように、都民等への周知、施策の改善・充実に向けた体系化を図りまして、最終的には行政につきましては点検及び評価が義務付けられておりますので、一つはそのベースにしようというものでございます。

右側を御覧いただきたいと存じます。この施策の関係でございますが、まず、一番左に、東京都教育委員会の教育目標がございます。そしてその右側でございますが、基本方針ということで、その下に「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成等4点がございます。これを踏まえまして、第3次教育ビジョンにつきましては、子供一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高めるといったこの五つの視点に基づきまして、10の取組の方向を体系化いたしております。この10の取組の方向は、その下に掲げてございます。学びの基礎の徹底から10の地域・社会の教育力向上を図る、これに基づきまして体系化したものが26年度の教育庁主要施策でございます。

恐れ入ります、左の方を御覧いただければと思いますが、3の10の取組の方向と主要施策数ということで、この10の取組の方向に合わせまして、これは昨年度と若干増

減がございますが、30項目を選んだところでございます。

内容につきましては後ほど御説明いたしますが、先に5の今後の予定でございますが、本日御承認いただけましたら、都立学校及び区市町村教育委員会に周知を図るとともに、ホームページに掲載をしていく予定でございます。その他、3月末には冊子等にいたしまして配布をするとともに、教育施策連絡会等で活用していくということでございます。また、9月には東京都議会の文教委員会での資料にも活用させていただこうと考えてございます。

それでは中身でございますが、1枚おめくりいただきまして、この概要版で御説明をさせていただきたいと存じます。それぞれの表の一番左に知、徳、体、学校、家庭、地域・社会という分類がございまして、10の取組の方向が1から10掲げてございます。主なもので御説明させていただきます。

まず1、学びの基礎を徹底するということでございますが、一番上の丸でございます。学力調査の実施の他、東京ベーシック・ドリルという基礎・基本の徹底のほか、今年度は小学校の3年生から算数の授業におきまして習熟度別指導ができるような指導体制の充実で、教員の26名増、講師の時数を予算化いたしました。これに基づきまして、今年度は算数の授業というつまずきやすいところから学習全体の意欲が下がらないように、個々の学習状況を把握した上で前の学年に立ち戻るといったことを進めていきたいと考えてございます。

その下、2の個々の能力を最大限に伸ばすということでございますが、これまでの言語能力の向上、理数教育の充実、小学校での外国語活動アドバイザー派遣等の他、4番目の丸でございます高校生への留学支援でございます次世代リーダー育成道場の拡充とともに、JICAと連携いたしました国際社会に貢献するような研修の開発も進めていきます。また、JETプログラムによりまして外国青年の招致と都立高校での活用を図ってまいります。それからその下でございますが、都立国際高等学校におきまして国際バカロレアの認定を目指した取組を進めてまいります。平成27年度は新たなコースの設定を視野に入れております。一番下は、都立小中高一貫教育校でございますが、引き続き検討を進めるものでございます。

3の豊かな人間性を培い、規範意識を高めるでございますが、人権教育の推進のほ

か、2番目の丸でございますが、道徳教材につきましては、今後、都独自の新しい教科を設定することに向けまして検討を進めるものでございます。

4の社会の変化に対応できる力を高めるでございますが、1番目の有害情報から子供を守るということは引き続き実施をしておりますが、その後は系統的なキャリア教育ということで、外部人材活用モデル事業、中学生の職場体験を展開していく予定でございます。

5の体を鍛えるでございますけれども、一番上の丸は基礎体力向上方策の第2次推進計画を実施いたしますとともに、その下でございますが、オリンピック教育推進校の拡充を図りまして、補助教材の作成、オリンピック・パラリンピアンへの学校への派遣では区市町村を通じました派遣、来日したアスリートとの交流、そして一番下でございますが、インターハイ（全国高等学校総合体育大会）が8月1日に開会式を迎えますので、成功に向けて取り組んでいくことでございます。

6の健康・安全に生活する力を培うでございますが、アレルギー疾患、特に食物に関するものにつきましてはその対応を図るとともに、食育の推進を進めてまいります。また、全都立高校におけます一泊二日の宿泊防災訓練等々を進めていく予定でございます。

右に移りまして、7、教員の資質・能力を高めるでございますが、一番上の丸でございます採用前実践的指導力養成講座は引き続き充実を図るとともに、中学校・高等学校の英語科教員140名を3か月海外に派遣する。これはるる御説明申し上げているところでございますが、重点的な事業として取り上げたところでございます。それから2番目の丸でございますが、今、都立学校で進めております指導教諭の任用でございます。これは優れた指導者の中の指導者という指導教諭でございますが、これを区市町村立学校においても導入することを目指してまいります。それから、その下でございますが、体罰根絶に向けた総合的な取組ということでございまして、先ほど少し御説明がございましたが、アンガーマネジメントコントロールといった特別な研修プログラム、それから体罰へのガイドラインを活用いたしまして、教職員はもとより、児童・生徒、あるいは保護者の方でも、体罰とはどういうものであるかということをしかりと御認識いただくことを進めて、先ほど御説明いたしました顧問教諭が行う

べき基本的な事項を定めて推進をしていきたいということでございます。その下がい  
わゆるメンタルヘルス対策でございますが、副校長ベーシックプログラム等の事業に  
よりまして、教員のメンタルヘルスに取り組んでいくところでございます。

それからその下、8、質の高い教育環境を整えるということでございます。2番目  
の丸でございますが、特別支援教室モデル事業を昨年度に引き続いて実施しますと  
ともに、来年度の新規の事業といたしましては、病院や施設内の分教室におきましてタ  
ブレット端末を活用した授業を進めていく予定でございます。そして、いじめ問題で  
ございます。先ほど御説明申し上げましたけれども、基本的には日常的な未然防止、  
早期発見・早期対応ということで、学校いじめ対策委員会を通じまして早期の発見  
と、教員の指導力といいますか、いじめに対しての対応力を高めていくことと、被害  
の子供を組織的に守り通すということでスクールカウンセラー、あるいは保護者への  
対応を非常に高めていきたいということを考えてございます。これを先ほど申し上げ  
ましたいじめ防止教育プログラムで組織的、体系的に進めていくところでございま  
す。それから一番下の丸でございますが、非構造部材の耐震化のほかに、今年度新た  
に区市町村立学校の音楽室ですとか視聴覚室ですとか特別教室の冷房化の支援を新規  
に行っていく予定でございます。その他、校庭の芝生化を進めてまいります。

それから9の家庭の教育力の向上を図るでございますが、引き続き、家庭と子供の  
支援員の配置、活用ということで、地域人材の活用をしながら保護者等の支援に取り  
組んでいくところでございます。

それから最後、10、地域・社会の教育力の向上を図るでございますが、1番目の丸  
は学校支援ボランティア推進協議会を進めていくとともに、その下の丸でございます  
が、放課後子供教室の設置拡大、それから新規事業でございますが、体験型の教育プ  
ログラム、これは各企業が出張授業、出前授業という形でやっているものを一堂に会  
しまして、そのノウハウを紹介するなり活用するといった事業を進めていく予定で  
ございます。

以上の項目を主要施策といたしまして、別添のとおり文章化しております。これを  
体系化を図っていきたいということでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして、何か御質問・御意見等ございますか。

【山口委員】 いいのかなとは思いますが、「体を鍛える」というところにオリンピック・パラリンピックの学校への派遣、アスリートとの交流ということで、オリンピック教育を推進するということが入っているのですが、オリンピック教育というのは体を鍛えるというところの項目に入るのかなというのは少し違和感がありまして、確かにそういう効果、意識付けというのですかね、そういう人たちに触れることによって体も鍛えようとかということにもつながると思うのですが、基本的にオリンピック教育は、どちらかというと徳とか知とかで、少し違うかなという気がいたしますが、どうですか。

【教育政策担当部長】 まさにおっしゃるとおりでございまして、我々もどこに位置付けるかは悩んだところでございますが、オリンピック教育推進校のもともとはスポーツ教育推進校というところで始まったものでございます。ただ、今回ソチも含めてオリンピックのところでは、スポーツを通じて諦めない心ですとか感動するということで、山口委員おっしゃったように、まさに最終的なオリンピック教育というのは、世界平和とか、そういう人としてどちらかというと哲学的なところもあるわけでございますが、まずは一つ、アスリートとかスポーツを通じてというところで、ここに設定をさせていただいたところでございます。

【内館委員】 オリンピックとしては哲学的なところは知られていないわけで、これは山口委員がおっしゃるとおり、いかなる理由を付けようと、「体を鍛える」の項目の中にオリンピックに出たい人やそういう人たちを育てるものを入れるのは無理だと思うのです。ですから、これは別に項目を一つつくるということにはできないのですか。「体」のところ別に一つ項目をつくって、オリンピックだとか、国体とかありますよね。そういうところで活躍できる技術的な心技体のまず技と体を鍛えるのだという部分の1項目を別につくった方がいいような気もするのですが。今、山口委員の話聞いていて、すごくそのとおりだなと思ったのですが、どうなのでしょう。

【委員長】 もうこれは出してしまっているのですよね。

【教育政策担当部長】 今、委員長がおっしゃられたように、ビジョンという形で体系をつくってしまったものですから、やむなくここに入れておりますので御理解いただきたいと存じます。

【山口委員】 何か言われたときには、少し補足といいますかね。

【委員長】 書き出しが、オリンピック教育推進校の指定や云々<sup>うんぬん</sup>でしょう。だからオリンピック教育推進校をどういう目的のもとに指定するかということでここは決まってしまうのですね。そこをもう少し考えてみたらどうですか。

【教育政策担当課長】 御覧いただいたのは概要版ということで書かせていただきました。本文の方を御覧いただきますと、別添資料の4ページを御覧ください。そちらにやはり「オリンピック教育の推進」という項目を掲げているのですが、御覧いただきますと、「オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、国際親善や世界平和に果たす役割についての正しい理解を深められるよう、オリンピック教育を推進する」ということですので、決して体だけではなく、精神なども育成するという内容を含めておりますので、最終的には御理解いただけるものと思っております。

【委員長】 体を鍛えるということは心も鍛えるということだということですね。

【教育長】 今年はこの形でさせていただいて、オリンピック教育はこれから2020年に向けてずっと続いていきますし、特に2016年のリオの後にはさらにこれが本格的に展開していく形になります。今の御指摘をいただいた点を十分踏まえまして、来年度以降の在り方についてはきちんと位置付けなり考え方なりを整理させていただきたいと思っておりますので、そういうことでお願いできればと思います。

【委員長】 そういうことでよろしいですね。

【山口委員】 はい。取組の方向5の「体を鍛える」の体というところに特化しているのですが、ここに「心と体を鍛える」とか、何かそのところだけを少し工夫していただければ、内容は全て問題ないと思います。

【委員長】 取組の方向として分類して出していますから、これには工夫が要りますね。よろしく申し上げます。

他によろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

3月27日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 今後の日程です。教育政策課長、よろしくお願いします。

【教育政策課長】 次回定例会の予定でございますが、3月27日木曜日、午前10時より、ここ教育委員会室にて行われる予定となっております。

なお、3月第2木曜日の13日につきましては、案件がなしということになってございます。

以上でございます。

【委員長】 ただいま御説明がありましたとおり、3月13日は現在のところ議題等はない模様ですので、この場で3月13日の教育委員会は開催しないと決めたいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございました。

その他、何かございますか。——〈異議なし〉——なければ、引き続き非公開の審議に入らせていただきます。

(午前11時30分)